

大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下「府縣市」という。）及び関西広域連合（以下「広域連合」という。）とトヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社（以下「事業者」という。）は、大規模広域災害の発生時におけるフォークリフトの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害の発生時において、基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）及び府縣市圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 広域連合及び府縣市は、事業者の所有するフォークリフトの提供が必要と認めるときは、事業者に対して、文書により、次に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供を必要とするフォークリフトの種類及び台数
- （2）提供を必要とする期間及び場所
- （3）その他必要な事項

（提供）

第3条 事業者は、前条の規定によりフォークリフトの提供要請を受けたときは、特別の理由のない限り、要請を行った広域連合及び府縣市（以下「要請団体」という。）にフォークリフトを提供するものとする。

2 この協定に基づいたフォークリフトの搬送については、提供を行う事業者（以下「提供事業者」という。）が行うものとする。

（報告）

第4条 提供事業者は、前条の規定に基づき提供を行った場合は、文書により、要請団体に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供したフォークリフトの種類及び台数
- （2）提供した期間及び場所
- （3）その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 第3条の規定に基づき、提供事業者が要した費用については、原則として要請団体が負担するものとする。

2 前項の費用については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請団体及び提供事業者が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 提供事業者は、フォークリフトの提供終了後、前条の費用について要請団体へ請求する。

2 要請団体は、前項の請求があったときは、同府県市が定める規定に準じて、その費用を提供事業者に支払う。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定により提供を受けたフォークリフトの使用によって生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の負担は、要請団体が負うものとする。

2 前項の規定に関わらず、支援の開始前又は終了後の輸送時において生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の負担は、提供事業者が負うものとする。

(個別協定との関係)

第8条 この協定は、府県市がフォークリフトの提供等に関し、事業者と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定は、令和2年3月19日から適用する。

(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、府県市、広域連合及び事業者にて協議の上処理するものとする。

この協定の締結の証として本書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月19日

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

滋賀県

滋賀県知事 三日月大造

京都府

京都府知事 西脇隆俊

大阪府
大阪府知事 吉村洋文

兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三

奈良県
奈良県知事 荒井正吾

和歌山県
和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

京都市
京都市長 門川大作

大阪市

大阪市長 松井一郎

堺市

堺市長 永藤英機

神戸市

神戸市長 久元喜造

トヨタ L&F 近畿株式会社

代表取締役社長 上田典昭

トヨタ L&F 兵庫株式会社

代表取締役社長 倉世古哲司

トヨタ L&F 奈良株式会社

代表取締役社長 菊池攻

トヨタ L&F 和歌山株式会社

代表取締役会長 小川至弘

トヨタ L&F 岡山株式会社
代表取締役社長 末長 一 範

トヨタ L&F 徳島株式会社
代表取締役社長 玉置 潔